

七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の概要

総務課

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が、令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となります。

当町の会計年度任用職員も国及び北海道等との均衡を図るために、令和6年度より一般職と同様の年2.05月分の勤勉手当を支給するため、七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 勤勉手当の支給月数

職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）を準用し、6月期及び12月期ともに一般職と同様の1.025月とします。

【単位：月】

区 分	6月期	12月期	合 計
(7) 現 行	—	—	—
(イ) 改 正 後	<u>1.025</u>	<u>1.025</u>	<u>2.05</u>
(イ) - (7)	1.025	1.025	2.05

(2) 勤勉手当の支給対象者

任期が6月以上で1週間の勤務時間が23時間15分以上の者とします。

(対象者：80人 影響額：36,553千円)

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

この条例の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部について所要の改正をします。

七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（本則関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条・第2条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条～第8条（略） （勤勉手当）</p> <p>第8条の2 <u>給与条例第14条の7の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第14条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第9条～第17条（略） （期末手当）</p>
<p>第18条 給与条例第14条の4から第14条の6までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第14条の3第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内の</p>	<p>第18条 給与条例第14条の4から第14条の6までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第14条の3第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年</p>

改 正 前	改 正 後
<p>パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第18条の2 給与条第14条の7の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条第14条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第19条～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>
<p>パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号。以下「給与条例」という。）第14条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2（略） （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成13年規則第6号）第21条に規定する昇給日という。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第25条（略）</p> <p>附 則 1・2（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号。以下「給与条例」という。）第14条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2（略） （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成13年規則第6号）第21条に規定する昇給日という。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第25条（略）</p> <p>附 則 1・2（略）</p>